

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和5年12月15日提出

記

第124回愛知縣市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 大府市
- (3) 派遣期間 令和6年2月2日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員

知多五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 東海市
- (3) 派遣期間 令和6年2月7日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員

衣浦五市議会議長会議

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 碧南市
- (3) 派遣期間 令和6年2月23日（1日間）
- (4) 派遣議員 澤田勝議員